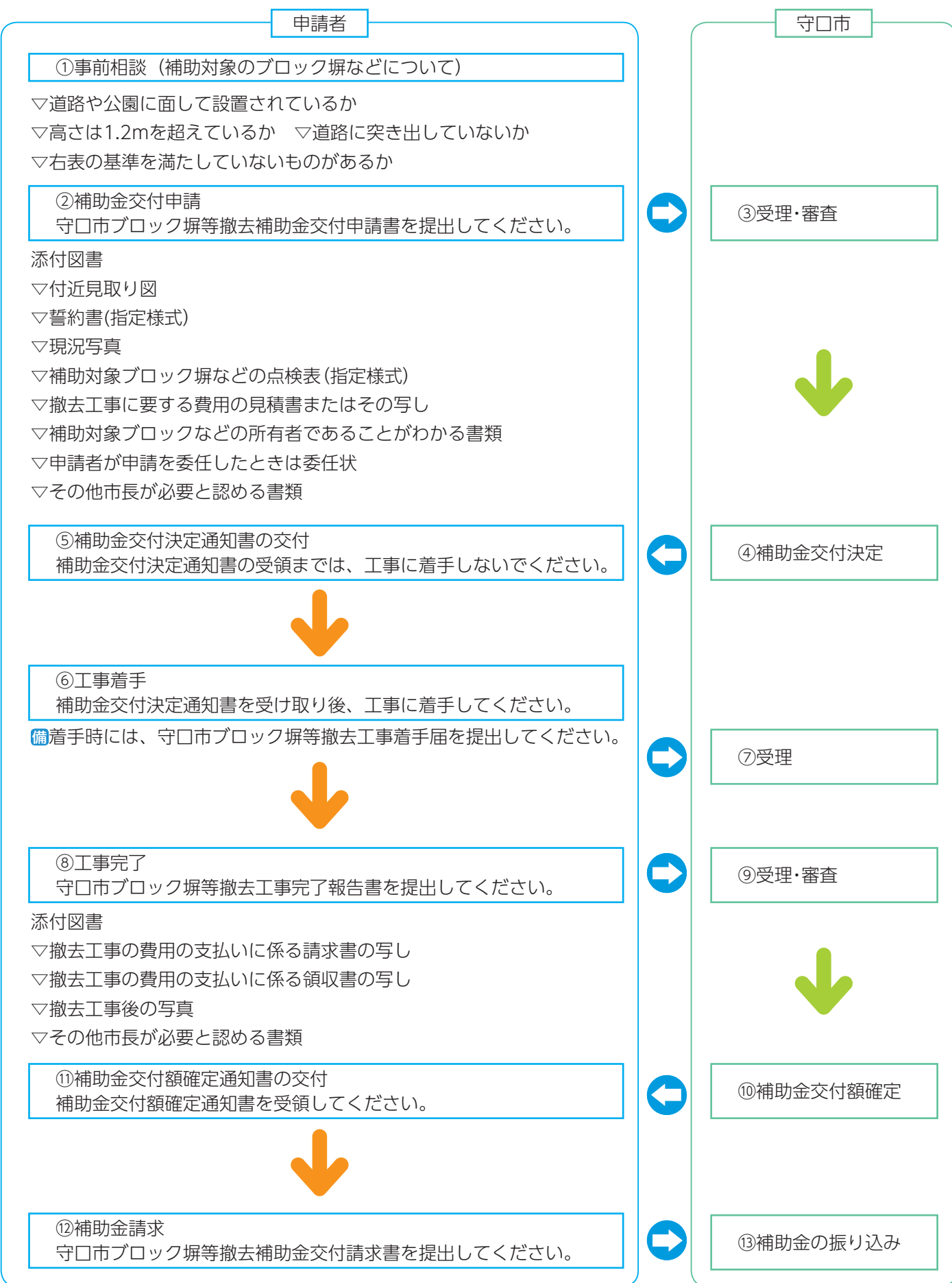


補助金交付申請の流れ

交付申請する場合の申請書類の提出から補助金の受け取りまでの流れについて、下記を参照してください。



安全対策のために 守口市ブロック塀等撤去補助制度を創設

問住宅まちづくり課

TEL 06-6992-1698

制度の目的

この制度は、市内に存する公道などに面している危険なブロック塀などの安全対策の実施を促進するため、撤去費用を補助することにより、市民の災害対策を支援するものです。

対象となるブロック塀など

コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他の組積造で下記の①～④全てに該当するもの。

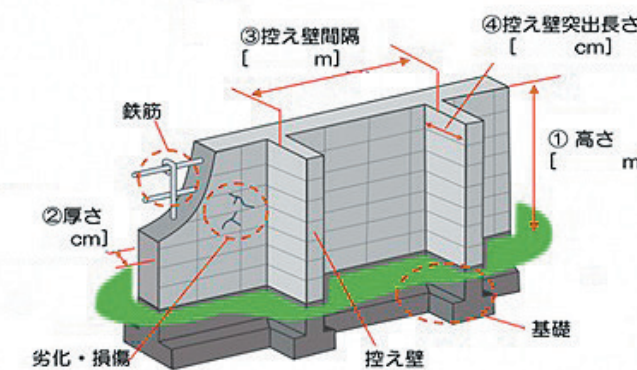
- ①道路、一般通行の用に供している道、公園および広場に面しているもの
- ②地盤面からの高さが1.2mを超えるもの
- ③建築基準法第44条第1項(道路内の建築制限)の規定に違反していないこと
- ④下表において基準を満たさない項目が1つ以上あること

(1) 補強コンクリートブロック造の塀の場合

項目	内容
1 高さ	2.2 m以下
2 壁の厚さ	高さ 2 mを超える塀で15cm 以上 高さ 2 m以下の塀で10cm 以上
3 鉄筋	壁内に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm 間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている
4 控え壁(高さ 1.2mを超えるとき)	塀の長さ 3.4 m以下ごとに、直径 9 mm以上の鉄筋が入った控え壁が塀の高さの 1/5 以上突き出している
5 基礎(高さ 1.2mを超えるとき)	丈が 35cm 以上で根入れ深さが 30 cm 以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある
6 傾き	全体的に傾いていない、1mm以上のひび割れがない
7 ぐらつき	人の力でぐらつかない
8 その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁などの上でない

(2) 組積造など(補強コンクリートブロック造を除く)の塀の場合

項目	内容
1 高さ	1.2 m以下
2 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上
3 控え壁	塀の長さ 4 m以下ごとに壁面からその部分の壁の厚さの 1.5 倍以上突き出している、または壁の厚さが必要寸法の 1.5 倍以上ある
4 基礎	根入れ深さが20cm 以上ある
5 傾き	全体的に傾いていない、1mm以上のひび割れがない
6 ぐらつき	人の力でぐらつかない
7 その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁などの上でない



期間

- ▽補助対象期間
令和 2年3月31日までに工事完了報告をしたもの
- ▽申請の特例
平成30年6月18日の地震発生日から平成31年3月31日までの間に、補助対象となるブロック塀などの撤去工事に着手したもののについても、必要書類などが提出された場合には守口市ブロック塀等撤去補助制度の対象となります。

詳しくは問い合わせください。

補助対象経費と補助金の額

補助対象経費	補助限度額	補助金の額
ブロック塀などの撤去にかかる経費 備 ブロック塀など(基礎を含む)を全て撤去する工事が対象 注 撤去後の改修費用は対象外	150,000 円	次の少ない方の額 ①見付面積(高さ×長さ) 1 平方メートルにつき 1 万円 ②撤去工事に要した費用